国家公務員法第106条の25第2項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の公表(総括表) (平成22年4月1日~平成23年3月31日分)

平成23年8月

【国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知並びに同法第106条の24第1項及び第2項の規定に基づく届出(注1)(総計)】

再就職先 区分 府省等名	国又は地 方公共団 体の機関	独立 行政 法人	特殊 法人	認可法人	公益法人(注2)	学校法人 等(注3)	その他の 非営利法 人	営利 法人	自営業	その他	合計
内閣官房	_	_	-	_	-	1	_	-	_	_	1
内閣法制局	_	1	-	ı	-	_	_	ı	-	_	_
人事院	_	ı	ı	ı	2 (2)	-	1	ı	ı	_	3
内閣府	_	ı	ı	ı	1 (0)	2	2	1	ı	_	6
宮内庁	_	ı	1	ı	1 (1)	1	_	ı	ı	_	3
公正取引委員会	_	ı	ı	ı	3 (3)	_	3	ı	ı	_	6
国家公安委員会	_	ı	ı	ı	3 (3)	-	7	11	ı	_	21
金融庁	_	1	ı	1	2 (2)	_	2	4	1	_	10
消費者庁	1	ı	ı	ı	_	-	_	1	ı	_	2
総務省	_	1	1	ı	1 (1)	_	2	8	ı	_	13
法務省	14	ı	ı	ı	7 (7)	14	1	13	69	3	121
外務省	_	2	ı	ı	_	_	_	1	ı	1	4
財務省	1	1	1	ı	12 (12)	6	13	49	25	1	109
文部科学省	1	2	ı	ı	5 (4)	15	1	ı	ı	_	24
厚生労働省	3	2	-	-	23 (22)	8	15	13	3	2	69
農林水産省	_	1	1	-	2 (2)	1	2	5	-	_	11
経済産業省	1	-	-	-	3 (3)	1	5	22	3	3	38
国土交通省	1	4	1	-	27 (27)	4	5	26	8	-	76
環境省	_	1	1	ı	4 (4)	1	3	ı	1	1	11
防衛省	-	_	-	-	-	_	_	1	_	-	1
会計検査院	_	-	1	_	_	2	1	4	_	_	8
府省等計	22	12	7	1	96 (93)	56	63	159	110	11	537

(注1)国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知とは、再就職の約束に係る管理職職員からの在職中の届出の通知をいい、同法第106条の24第1項の規定に基づく届出とは、独立行政法人等の役員等に就く場合に係る管理職職員であった者からの離職後の事前届出をいい、同条第2項の規定に基づく届出とは、当該場合以外に係る管理職職員であった者からの離職後の事後届出をいう。

(注2)公益法人には、特例社団法人及び特例財団法人を含む。なお、特例社団法人及び特例財団法人への再就職に係る件数については、()内に内数として記載している。

(注3)学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

特定地方警務官(注4)	4	_	6	_	48 (47)	3	21	78	_	1	161

(注4)特定地方警務官とは、警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官(以下「地方警務官」という。)のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。

【独立行政法人通則法第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知並びに同法第106条の24第1項及び第2項の規定に基づく届出等(注5)】

国立公文書館	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
統計センター	-	_	_	_	3 (3)	_	_	_	_	_	3
造幣局	-	1	_	_	-	1	_	_	_	_	2
国立印刷局	-	_	_	_	-	_	_	_	_	_	_
国立病院機構	2	_	_	_	5 (5)	13	2	2	2	_	26
農林水産消費安全技術センター	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_
製品評価技術基盤機構	_	_	_	_	-	_	_	-	_	_	_
駐留軍等労働者労務管理機構	-	_	_	_	3 (3)	_	1		_	-	4
特定独立行政法人計	2	1	_	_	11 (11)	14	3	2	2	-	35

(注5)特定独立行政法人の役員以外の職員に係る国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知並びに同法第106条の24第1項及び同条 第2項の規定に基づく届出を含む。

	Ī	l l	1			i II
合計(注6)	28 13	13 1	155 (151)	73 87	239 112	

国家公務員法第106条の25第2項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の公表(総括表)

(国家公務員法第106条の23第3項等の規定に基づく通知関連)

(平成22年4月1日~平成23年3月31日分)

【1. 国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知(注1)】

<u>【 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>											
再就職先 区分 府省等名	国又は地 方公共団 体の機関	独立 行政 法人	特殊 法人	認可法人	公益法人(注2)	学校法人 等(注3)	その他の 非営利法 人	営利 法人	自営業	その他	合計
内閣官房	_	_	_	_	-	_	-	-	_	-	_
内閣法制局	_	-	ı	ı	-	-	_	_	ı	-	_
人事院	_	-	-	-	-	-	_	_	-	_	-
内閣府	_	-	ı	ı	1 (0)	2	_	1	ı	_	4
宮内庁	_	_	-	_	1 (1)	_	_	-	_	_	1
公正取引委員会	_	_	-	_	-	_	1	-	_	_	1
国家公安委員会	_	_	-	_	-	_	_	-	_	_	_
金融庁	_	_	-	_	-	_	_	1	_	_	1
消費者庁	_	_	-	_	-	_	_	-	_	_	_
総務省	_	-	-	-	-	-	_	-	-	_	_
法務省	_	-	ı	ı	1 (1)	7	1	3	ı	_	12
外務省	_	2	-	_	-	_	_	1	_	_	3
財務省	_	1	_	_	3 (3)	2	1	1	_	_	8
文部科学省	_	-	_	_	-	2	_	-	_	_	2
厚生労働省	_	-	_	_	-	3	1	1	_	_	5
農林水産省	_	-	_	_	-	_	1		_	_	1
経済産業省	_	-	-	_	-	_	_	-	_	-	-
国土交通省	_	3	-	-	6 (6)	-	2	-	-	-	11
環境省	_	-	-	-	-	1	1	-	-	_	2
防衛省	_	-	-	-	-	-	_	-	-	_	_
会計検査院	-	-	ı	ı	-	1	1	1	ï	-	3
府省等計	-	6	_	_	12 (11)	18	9	9	_	_	54

⁽注1)国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知とは、再就職の約束に係る管理職職員からの在職中の届出の通知をいう。

⁽注3)学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

	特定地方警務官(注4)	-	_	5	_	32 (31)	3	16	65	-	_	121	l
--	-------------	---	---	---	---	---------	---	----	----	---	---	-----	---

⁽注4)特定地方警務官とは、警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官(以下「地方警務官」という。)のうち、その属する都道府県警察において 巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。

【独立行政法人通則法第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知等(注5)】

_											
国立公文書館	_	-	-	_	-	-	-	_	_	_	-
統計センター	_	-	-	_	3 (3)	-	-	_	_	_	3
造幣局	_	-	-	_	-	1	-	_	_	_	1
国立印刷局	_	_	_	_	-	-	_	-	-	_	_
国立病院機構	2	-	-	_	3 (3)	10	1	1	_	_	17
農林水産消費安全技術センター	_	-	-	_	-	-	-	_	_	_	-
製品評価技術基盤機構	_	-	-	_	-	-	-	_	_	_	-
駐留軍等労働者労務管理機構	_	_	_	_	_	_	_	_	-	-	_
特定独立行政法人計	2	_	_	_	6 (6)	11	1	1	_	_	21

⁽注5)特定独立行政法人の役員以外の職員に係る国家公務員法第106条の23第3項の規定に基づく通知を含む。

	_	_	_		=0 (10)	20					400
台 計	2	6	5	_	50 (48)	32	26	/5	_	_	196

⁽注2)公益法人には、特例社団法人及び特例財団法人を含む。なお、特例社団法人及び特例財団法人への再就職に係る件数については、()内に内数として記載している。

国家公務員法第106条の25第2項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の公表(総括表)

(国家公務員法第106条の24第1項等の規定に基づく届出関連)

(平成22年4月1日~平成23年3月31日分)

【2. 国家公務員法第106条の24第1項の規定に基づく届出(注1)】

【2. 国家公務貝法第10	<u> 10余の24年1項の7</u>	呪正に奉 八油田	(注1)】		
再就職先 区分 府省等名	独立行政法人	特殊法人	認可法人	公益法人(注2)	合計
内閣官房	-	-	-	_	_
内閣法制局	ı	_	ı	-	_
人事院	1	_	ı	-	_
内閣府	1	_	ı	-	_
宮内庁	1	_	ı	-	_
公正取引委員会	ı	_	ı	-	_
国家公安委員会	ı	_	ı	-	_
金融庁	ı	_	1	-	1
消費者庁	1	_	ı	-	_
総務省	_	_	_	_	_
法務省	_	_	_	_	_
外務省	_	_	_	_	_
財務省	_	_	-	_	_
文部科学省	_	_	_	_	_
厚生労働省	_	_	_	_	_
農林水産省	_	_	_	_	_
経済産業省	_	_	_	_	_
国土交通省	_	_	_	_	_
環境省	_	1	_	_	1
防衛省	_	_	-	_	-
会計検査院	-	_	-	_	_
府省等計	_	1	1	-	2

⁽注1)国家公務員法第106条の24第1項の規定に基づく届出とは、独立行政法人等の役員等に就く場合に係る管理職職員であった者からの離職後の事前届出をいう。

の注意がある。 (注2)公益法人には、特例社団法人及び特例財団法人を含む。なお、特例社団法人及び特例財団法人への再就職に係る件数については、()内に内数として記載している。

(注3)特定地方警務官とは、警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官(以下「地方警務官」という。)のうち、その属する都道府県警察において巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。

【独立行政法人通則法第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第1項の規定に基づく届出等 (注4)】

国立公文書館	-	-	_	_	_
統計センター	_	_	_	_	_
造幣局	_	_	_	_	_
国立印刷局	_	_	_	_	_
国立病院機構	_	_	_	_	_
農林水産消費安全技術センター	_	_	_	_	_
製品評価技術基盤機構	_	_	_	_	_
駐留軍等労働者労務管理機構	_	_	_	-	_
特定独立行政法人計	-	-	_	_	_

⁽注4)特定独立行政法人の役員以外の職員に係る国家公務員法第106条の24第1項の規定に基づく届出を含む。

合 計	_	1	1	-	2

国家公務員法第106条の25第2項等の規定に基づく国家公務員の再就職状況の公表(総括表)

(国家公務員法第106条の24第2項等の規定に基づく届出関連)

(平成22年4月1日~平成23年3月31日分)

【3. 国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく届出(注1)】

13. 国家公伤貝広东 II	70 A 07 L	コカルス	<u> </u>	<u> - 坐 / 、</u>	<u>/田田 (/エ / 1</u>						
再就職先 区分 府省等名	国又は地 方公共団 体の機関	独立 行政 法人	特殊 法人	認可法人	公益法人(注2)	学校法人 等(注3)	その他の 非営利法 人	営利 法人	自営業	その他	合計
内閣官房	-	ï	Ī	Ī	-	1	_	Í	- i	-	1
内閣法制局	_	ı	-	1	_	_	_	1	1	_	_
人事院	-	1	1	ı	2 (2)	-	1	1	ı	_	3
内閣府	_	ı	_	-	-	_	2	1	_	_	2
宮内庁	_	ı	1	-	-	1	_	1	_	_	2
公正取引委員会	_	ı	_	-	3 (3)	_	2	1	_	_	5
国家公安委員会	_	ı	_	-	3 (3)	_	7	11	_	_	21
金融庁	_	ı	_	-	2 (2)	_	2	3	1	_	8
消費者庁	1	ı	1	ı	-	_	_	1	ı	_	2
総務省	-	1	1	-	1 (1)	_	2	8	-	_	13
法務省	14	_	_	-	6 (6)	7	_	10	69	3	109
外務省		ı	1	ı	-	_	_	ı	ı	1	1
財務省	1	ı	1	ı	9 (9)	4	12	48	25	1	101
文部科学省	1	2	1	ı	5 (4)	13	1	1	ı	_	22
厚生労働省	3	2	_	-	23 (22)	5	14	12	3	2	64
農林水産省	_	ı	1	-	2 (2)	1	1	5	_	_	10
経済産業省	1	ı	ı	ı	3 (3)	1	5	22	3	3	38
国土交通省	1	1	1	-	21 (21)	4	3	26	8	_	65
環境省	-	_	-	-	4 (4)	_	2	_	1	1	8
防衛省	-	1	ı	-	-	_	_	1	-	_	1
会計検査院	-	-	1	_	_	1	-	3	-	_	5
府省等計	22	6	6	_	84 (82)	38	54	150	110	11	481

⁽注1)国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく届出とは、独立行政法人等の役員等に就く場合以外に係る管理職職員であった者からの離職後の事後届出をいう。

⁽注3)学校法人等には、医療法人、社会福祉法人及び宗教法人を含む。

特定地方警務官(注4)	4	-	1	_	16 (16)	-	5	13	-	1	40

⁽注4)特定地方警務官とは、警視正以上の階級にある都道府県警察の警察官(以下「地方警務官」という。)のうち、その属する都道府県警察において 巡査の階級から順次警視の階級まで昇任し、引き続き地方警務官となった者及びこれに準ずるものとして国家公安委員会規則で定める者をいう。

【独立行政法人通則法第54条の2第1項において準用する国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく届出等(注5)】

国立公文書館	-	_	_	_	1	_	_	_	-	_	_
統計センター	ı	_	ı	_	I	_	_	_	ı	_	_
造幣局	-	1	ı	-	ı	-	_	_	í	_	1
国立印刷局	_	_	-	_	-	_	_	_	-	-	-
国立病院機構	-	_	-	-	2 (2)	3	1	1	2	-	9
農林水産消費安全技術センター	_	_	-	_	-	_	_	_	-	-	-
製品評価技術基盤機構	_	_	-	_	-	_	_	_	-	-	-
駐留軍等労働者労務管理機構	-	_	-	_	3 (3)	_	1	_	-	_	4
特定独立行政法人計	_	1	_	_	5 (5)	3	2	1	2	_	14

⁽注5)特定独立行政法人の役員以外の職員に係る国家公務員法第106条の24第2項の規定に基づく届出を含む。

	合計(注6)	26	7	7	l	105 (103)	41	61	164	112	12	535
--	--------	----	---	---	---	-----------	----	----	-----	-----	----	-----

⁽注6)平成23年4月1日から同年6月30日までの届出のうち、平成22年度中に再就職した者に係るものを含む。

⁽注2)公益法人には、特例社団法人及び特例財団法人を含む。なお、特例社団法人及び特例財団法人への再就職に係る件数については、()内に内数として記載している。